

【配当等とみなす金額に関する支払調書合計表】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「本店一括」欄は、本店等一括提出をする場合は「1」を、本店等一括提出をしない場合は「2」を記載してください。

記載要領

- 1 この合計表は、「配当等とみなす金額に関する支払調書」を提出する場合に使用する。
- 2 「みなし配当の総額（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、所得税法第 25 条（配当等とみなす金額）の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされた金額（以下「みなし配当」という。）が支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべてのみなし配当について記載する。
- 3 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 「居住者又は内国法人に支払うもの」欄には、居住者（国内に住所若しくは1年以上居所を有する個人）又は内国法人（国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人）に支払うみなし配当について記載し、「非居住者又は外国法人に支払うもの」欄には、非居住者（居住者以外の個人）又は外国法人（内国法人以外の法人）に支払うみなし配当について記載する。
- 5 「一般分」欄には、次の6又は7に掲げるみなし配当以外のものについて記載する。
- 6 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けたもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）について記載する。
- 7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、同法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、同法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）について記載する。
- 8 「支払確定年月日」欄には、配当等とみなされる金銭その他の資産の交付が確定した日（2回以上に分割して交付する場合には、各回ごとの交付確定年月日及びその回数）を記載する。
- 9 「1株（口）当たりの配当とみなされる金額」欄は、小数点以下は切捨てとし、整数のみを記載する。
- 10 「(摘要)」欄には、それぞれ次の事項を記載する。
 - (1) 交付する資産の種類及びその種類ごとの金額並びにその合計額
 - (2) 1株（口）当たりの資本金等の額からなる部分の金額
- 11 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。